

2015 合同教研 社会科教育分科会のまとめ

今年度の社会科教育分科会は、参加者のべ 42 名、レポート 14 本で、昨年度より参加者、レポート数とも増加した。以下、発表順にレポートの概要と討議の様子を紹介する。

(執筆者：山川 功、釧路市立鳥取西小学校)

1. 次期学習指導要領の傾向を境間見る ～社会科教育の課題として～

前田 輪音 (北海道教育大学)

大きく、以下の 3 点について報告された。

①社会科教育分科会研究課題について

②「政治的中立性」と 18 歳選挙権 問われているのは「大人」社会のあり方

③次期学習指導要領 (2020 年度) 方針 「教育課程企画特別部会 論点整理 (案)」

①は省略する。

②は教育基本法第 14 条でいう「政治的中立性」は、何をすれば「中立」になるのか、18 歳に対する行動制限と教師に対する教育実践の制約がある中で、どんな実践が可能かが問われている。次期学習指導要領では「アクティブラーニング」の導入が行われるが、「アクティブ」とは学生が学問を自ら責任主体となって行うことを重視した授業形態の総称である。この導入により、現実の政治課題を素材にしたときに、政治的中立性はどうなるのか。何よりもまず大事なことは内容・方法について、既存の実践の蓄積の整理と継承・発展である。子どもが受けるべき政治教育・主権者教育・シティズンシップ教育等の新たな検討も必要である。また、安心して実践できる環境づくりと交流の場も必要である。

③文科省が 8 月に公表した中間報告で、高等学校に新科目設置が検討されている。公民に「公共」(必修：主権者や消費者など様々な主体として判断する力を養う)、地理歴史に「地理総合」(必修：地理的な見方の育成、地球規模の視点で課題解決学習)、「歴史総合」(必修：世界史と日本史を関連づけ、近現代を中心に学ぶ)が新科目として検討されている。従来からの蓄積・継承と新たな開拓が必要ではないか。具体的な議論はなかったが、分科会討議を通して深めることになった。

2. 子どもの姿から出発する社会科の授業づくりを目指して

～「教科書解説」を越える実践の創造～ 相座 拓己 (利尻町立仙法志中学校)

教育実習の経験から、子どもが主役である授業づくりをするんだという気持ちで学校に赴任したものの、現実には様々な困難が待ち受けていた。教科書の進度に追われることや、決まった形式の指導が上から出されること、教科書内容を暗記することが社会科だと考えている子どもたちの価値観の転換につながるような授業ができない等である。そんな中でも、地理のアフリカ州「甘いチョコレートの実現」では、大津和子先生の「一本のバナナ」の実践に学んで、ガーナの現実を伝えることができ、少しだけ手応えのある授業ができた。

討議は以下の通りである。

・初任者なのに、生徒のことを考えて取り組んでいるところは評価できる。生徒の実態もとてもいい。フ

エアトレードを知っているだけでもすごい。

- ・教師の観点（目の付け所）が重要である。例えば「日本の平均寿命が長い」のは、「戦後、日本は平和だった」からである。
- ・レポートの中に、生徒の声や感想が入るともっと実践の様子が伝わってくる。
- ・地域の実態で所得格差が大きいとあるが、ガーナの児童労働との関連はあるのか。
- ・生徒は自分たちも働いているので、労働についてはある程度分かるが、もらっている額が多いので、ガーナの児童労働の実態とは違う。

3. 勉強の苦手なきみたちへ

大石 準（中頓別町立中頓別中学校）

社会科の教師として「どうしたら社会科を好きになってくれるか」「学習に意欲的に取り組めるか」など、特に勉強の苦手な子たちに行っている実践をレポートにした。勉強の苦手な子たちは、勉強の仕方がわからない、テスト時間でも鉛筆を持たない、一見できているように見えるができていない。そこで取り組んでいることは、以下の5つ。

- ①教科書の音読。本文や語句が読めなくて社会科嫌いになっていく生徒も多い。時間をとって語句の正しい読み方を全員で確認する。
- ②教科書の本文の確認。教科書の内容に触れる機会を設ける。宿題プリントを配布し、次の時間の冒頭に答え合わせをする。
- ③教室に自主学習が出来るプリントを置く。
- ④授業のふり返しプリントを授業の最後で行う。ファイリングして、期末テストや定期テスト対策に活用する。
- ⑤教室掲示の活用。

討議は以下の通りである。

- ・生徒一人一人に合った取り組みが必要である。メニューをいろいろ用意することは、どれがその子に合うかわかる。
- ・文字では頭に入らない子でも、会話で理解する子もいる。子ども同士の教え合いは有効である。
- ・文字が読めるだけでは力にならない。その意味がわかるようにしなければならない。
- ・教室掲示は、社会科の苦手な子でも給食のメニューは完璧に覚えている子がヒント。掲示しであるものは覚えるのではないかと考えた。

4. 18歳からの参政権 ～可能性の芸術に向けて～

猪田悠司（天塩高校）

18歳からの選挙権が導入となり、高校教育で敬遠されていた政治教育が本格化しようとしている中、生徒に政治に興味を持ち、勤労し、税を払い、政治に参加してほしいというのが猪田報告の願いである。

「政治とは可能性の芸術であり、妥協の産物である」とは、ドイツ帝国を率いたオットー・ビスマルクの言葉である。しかし、いまだきの高校生に「政治に興味を持つことの必要性」を話しても、興味を持たせ

るのは難しい。それは彼らが「失われた 20 年」のまっただ中で生きてきて、政治や経済のみならず、大人への信頼も薄らいでいることが、「どうせやっても変わらない」などの否定的なものの見方をする一因となっている。

総務省・文科省から出された『私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身につけるために』は積極的な面もあるが、授業中に個別課題で教師の見解は述べずに生徒の見解をまとめるというように捉えられる。

討議は、以下の通りである。

- ・ どうせやっても変わらないから、やると変わるという意識を育てる必要がある。
- ・ 総務省・文科省の文書は、「今までは干物だったのが、生き物になった」という意織で作成した人は作ったという。
- ・ 生徒に教師の見解を求められたら、グレーで答えるしかないのか。
- ・ 生徒に教師の見解を求められたら、答えなければ授業として成り立たないことがある。
- ・ 大人の投票行動に比べて、生徒に大きな負担をかけている。

5. 社会の動きを判断できる力を育てる授業 ～日本国憲法の学習から～

越前秀一（江差町立江差小学校）

小学校 6 年社会科「憲法とわたしたちの暮らし」の単元で、集団的自衛権について、憲法 9 条を踏まえ、権利を行使できるかできないかを「国民の一人」として考える授業実践の報告である。

同時に「個別的自衛権」と「集団的自衛権」の内容について学び、この時間では「集団的自衛権は行使できるか」を考える。「行使できる」「行使できない」の 3 人の架空の専門家の考え A、B、C を紹介し、もう一度考えた後、4 人 1 組での話し合い活動を行った。最後にそれぞれの組が発表をする。

討議は、以下の通りである。

- ・ 自分の価値観を押しつけないことを大切にしてきた。
- ・ 札幌ではできない実践である。高校でもできない。小学校でよくやっている。モデルの 3 人の考えが 2（行使できる）対 1（行使できない）になっているので、考慮の余地があるのではないか。
- ・ あえてモデルの考えを 2 対 1 にしたのは、1 の行使できないという考えをどう表現できるか確かめるためである。
- ・ B の考えは集団的安全保障の話なので、取り上げなくてもいいのではないか。
- ・ 集団的自衛権の行使は「攻撃されていないのに攻撃する」をリアルに考えさせることが必要である。「日本はそんなことはしない」と思っている生徒が多い。
- ・ パーセンテージは、そんなに気にする必要はない。6 年生になり頭に考えることが大事であり、よく考えている。
- ・ 単元の 6 時間目であれば、これまでの学びの蓄積が活かされるべきだが、モデルに出した 3 人の考えはこれまでの蓄積とは違うものではないか。

6. 僕らの主権者教育をやろう ～憲法のめがねで社会を観る目を育てる～

山本政俊（足寄高校）

道徳教育の強制に対し、自己の価値観や意見を形成できる「道徳教育」に作り変えること、憲法と法律の違いを教えること、民主主義と立憲主義の関係について教えることをふまえ、日常生活から憲法を考える（日常生活の一コマが憲法のどの条文に該当するのか考えさせる）、憲法自分語訳をつくる、自由権・これだけは奪われたら嫌だというのは、模擬投票、集団的自衛権の行使をする安全保障法制成立を考えた等、多彩な実践が報告された。

特に 2005 年、衆議院議員選挙の模擬投票の取り組みが、着任した校長の「地域や保護者にはいろいろな人がいる。誤解を招く怖れがある」との理由で中止させられた事例は、生徒たちの感想から、主権者を育てるという意味で、教育効果が大きいことが感じ取れた。

討議は、以下の通りである。

- ・模擬投票を中止させられたことで落ち込んだが、仲間の支えで乗り切った。職場の仲間の支えで、校長は生徒・職員に謝罪した。
- ・校長の言った「誤解を招く怖れがある」は、高校現場でのクリアファイル調査問題と同質であり、高橋知事も同様のことを言った。
- ・このまま推移すると、憲法のことを取り扱うのは「偏向教育ではないの？」という時代がくるのではないか。
- ・文科省は「高等学校における政治的教養と高等学校等の生徒による政治的活動等」について通知した。「べからず集」ではあるが、積極面を上手に利用して実践に生かしたい。

7. 職業高校での授業の工夫 ～有権者としての最善の教養を～

松本徹（室蘭工業高校）

いつも心がけていたのは、「生徒に学ぶ」「そばに座ってみる」「教養としての科学」を目標にすることである。定期考査で 2014 年 7 月 1 日の安倍首相の記者会見（集団的自衛権行使容認の閣議決定）について、高校生はどう受け止めたかを調べ、肯定が 3 分の 1、否定が 3 分の 2 という回答を得た。

現代社会では、憲法の三大原則の学習で、7 月 1 日の記者会見と憲法前文の後段を併せて読み、感想を書かせた。その他の取り組みとして、憲法第 9 条を定期考査問題にする、講話条約・安保条約と日鋼闘争で考える、本当の戦争には「臭い」がある、未来を世界史するなどが報告された。

討論は、以下の通りである。

- ・最善の教養を身に付けるために、いろいろな実践に取り組んできた。
- ・日鋼闘争（1954 年、大量解雇をめぐる 193 日の闘い）を教えると、地元室蘭のことではあるが、当事者が語り継いでいないため、生徒にとっては知らないことである。
- ・日鋼闘争では「再びこの工場から兵器を出すな」のスローガンが描かれたが、地域の歴史を日本や世界の大きな歴史と結びつけることは大切である。
- ・高校生は用語がわからないと、すぐにネットで調べる。
- ・大学生はウィキペディアなどを丸ごと信用して文章を出してくる。

8. 釧路のまちがもえた ～釧路空襲の授業から～

山川 功（釧路市立鳥取西小学校）

小学校4年生の地域史「昔から今へと続くまちづくり」の「戦争があったころ」の学習で、釧路空襲を取り上げた実践の報告である。個人実践ではなく、学年として取り組み、学校の多くの先生方も授業を見に来た。

釧路空襲の様子を、米軍地図や写真・資料をもとに調べ、人々の苦労や苦しみをとらえること、今も残る戦跡を通して戦争の本質（軍隊は国民を守らない、戦争は前線も銃後もない総力戦など）を考えることを目標とした。

具体的には、米軍の釧路市街地地図を示し、気がついたことをノートに書かせ、発表させる。子どもたちは「公表されていないものって書いてある。どういうこと、先生」「攻撃目標がある」「石炭をおく波止場がある」「今はない川みたいのがある」など、たくさんの気づきがあった。その後、攻撃目標（鉄橋、製紙工場、魚市場など）のねらいを説明し、製紙工場のそばにあった小学校が爆撃を受けた時の子どもの作文を読んだ。最後は、釧路市の今も残るトーチカ、別海町計根別に残る掩体壕の写真を見せ、「このトーチカからも計根別飛行場からも反撃はありませんでした」と語り、授業を終えた。

子どもたちの感想では、「爆弾で学校が倒れるなんておそろしい」「何で戦争が始まったんだろう」と共に、「なぜ反撃しなかったのか不思議だ」という疑問が多かった。

討議は、以下の通りである。

- ・「なぜ反撃しなかったのか」で、授業ができるのではないかな。
- ・室蘭では空襲時に煙幕をはっている。
- ・個人実践ではなく、学年集団として取り組んでいるのがすごい。
- ・集団的自衛権行使容認の戦争法が強行可決されたが、「戦争はどうして起きるのか」「平和な世の中がいいのに」という子どもたちの声に応えていく大人の取り組みが、今決定的に重要である。

9. 平和や戦争について考える授業 ～公民的資質を養いその後の社会科に生きる授業を目指して～

土佐 林洋介（厚沢部町立鶉小学校）

本レポートでは、どのように次世代に戦争のあり方を語り継いでいくか、児童に伝えるためにどのような平和について考える授業を構成していくか、また社会の動きに興味・関心を子どもに持たせていくかを考えていく。

授業を通しての目標は、日本が戦争をしていたという事実を知ること、戦争は日本人が忘れてはいけないことだと気づくこと、平和な世の中について、そして自分たちができることについて考えることの3点である。

具体的には、1時間目で「日本ってどんな国？」で、子どもたちが考える日本のイメージを聞いた。「戦争をもうしない国」「もしかしたら戦争に向かっている国」という声もあった。2時間目は「イメージで考えよう～平和ってなに？戦争ってなに？」で、戦争と平和のイメージを考えた。「なぜ戦争をすることになったのか」という疑問も出てきた。3・4時間目は「映像で見よう、戦争について話し合おう」で、NHKで放送された「カラーで見る太平洋戦争」と「長崎被爆者の話」を見た。5時間目は「平和について話し合おう」で、今までの学習から平和を続けるためにはどのような努力が必要かを考えていった。最

後の6時間目は「未来の日本について考えよう」で、これからの自分たちにできることを考えた。その中には憲法第9条を守ること、戦争を絶対にしてはいけないこと、大人になったら積極的に政治に参加するなどの意見があげられた。

- ・紙上発表のため、討議は行われなかった。

10. 地名を考える

岡野正丸（日高町立里平小学校）

小学校5・6年の総合学習で「アイヌ語地名」に取り組んだ報告である。目標は北海道の地名の多くがアイヌ語に由来していることがわかる、自分の住んでいる地域の川・沢や地域の地名とそのアイヌ語地名の意味とつながりがわかること、興味を持って地域の地名を調査したり北海道の地名を調べたりすることができる、資料をもとに地名が変わってきた歴史的背景を知る、自分で調べたい北海道の地名について資料をもとに調べ、表や図にまとめることができる、の5点である。

具体的には、校区の川・沢を、地図を持って実際に子どもと確かめていく授業にした。生活の中に目に見える川や沢という事実・事象から出発し、地図という資料を読み取り、それを手がかりにして子どもたちと地域を、フィールドワークして実際と地図とを比較・吟味し、今まで学習したことをもとにした既存の知識と、松浦が探検したころの時代の地域の様子をアイヌ語の意味から想像力により結びつけて、今回調べたり確認したこと、わかったことという新たな知識獲得の積み重ねによって、地名学習という共同の学びの中で地域と歴史を学び、資料を読んだり、地名変更の事実を通して主権者に育っていくひとつのきっかけになればと思い取り組んだ。

討議は、以下の通りである。

- ・フィールドワークはいい。知らないことがわかることは楽しい。
- ・地名には意味があり、簡単に変えるべきではない。
- ・広島は地名を変えてしまって、災害危険地帯であることがわからなくなってしまった。
- ・アイヌ語・地名を調べていくことは、アイヌ民族の豊かな暮らしがよくわかるようになり、子どもたちがすごく喜ぶとりくみである。
- ・近代のアイヌについて取り上げると人権問題となるが、アイヌにとってアイヌモシリがどんなものかわからないと、しっかりおちない。

11. 戦場に向かう女性1枚の写真から 他

平井敦子（北海道歴教協）

慰安婦をテーマに取り上げた実践報告である。ドイツと比較して、日本は戦場が海の向こうだった特色から、国内の記憶だけでは戦争は見えない。さらに加害と被害の対話も、国境を接し生きるドイツの人々の努力と、やはり海の向こうの国々や人々と向き合う日本の甘い状況にも気づいた。だから、精一杯想像力を働かせ、また対話の機会も大切にしなければならない。

具体的には、戦地で兵隊さんが届いた慰問袋をあげ、うれしそうにしている「まんが絵はがき」を紹介する。次に「ガダルカナルに向かう輸送船の写真」を見せる。その写真には兵隊と共に女性も写っていて、

どんな人か生徒に考えさせる。それが慰安婦であることを知らせ、慰安所利用規定を示し、読み上げる。利用者は軍人・軍属であること、利用者は部隊から慰安所外出許可証をもらっていること、厚生省が兵隊の性病防止のために「突撃一番」(写真で示す)のコンドームを大量に戦地に送ったから、慰安婦は公然のことだったことを知らせる。さらに従軍慰安婦とされたカンドッキョンの写真を見せ、彼女の体験を聞いた人があらわした詩を読む。

討議は、以下の通りである。

- ・慰安婦問題というと朝鮮となるが、日本人もいて、むしろ国内問題ではないか。
- ・今の自分にはできないが、こういう問題も扱える教師になりたい。
- ・自虐史観と否定されるが、こういう話はなかなか聞けない。教科書の情報が大半である。こういう話も入れることで中立性が保たれる。
- ・兵隊を乗せた輸送船に日本人女性もいた写真を見て、慰安婦に対する考えが変わった。日本人の女性戦場に送った。日本の女性は話をせず、戦後も黙って暮らしてきた。
- ・慰問袋を新しく教材に入れた。この問題はシステムとして日本の中にあった。
- ・どう方向を示すのか。知らないと自分を防衛することもできない。知ることによって考えることができる。
- ・男の人権問題ではないのか、と男子に考えてほしい。

12. イギリス貴族院について

荒関雅仁(釧路工業高校)

6割以上の国民が反対し、多くの憲法学者が違憲としたにもかかわらず、安保関連法案は自公連立政権の数の力で強行採決が行われた。安倍首相は立憲主義を踏みにじっているとしか思えない。この事態を打開するヒントはないのかと考える、イギリスの貴族院の歴史を調べてみた報告である。

現在のイギリスの貴族院は非民主的な「任命制」によるが、「国民世論や党派対立から超越した衆愚に陥らない有権者集団」であり、「良識の府」である。日本では参議院がこれに当たるが、党議拘束を禁じ、各議員一人一人による判断で審議・投票するだけでかなり状況は変わる。また参議院をかつての全国区に戻す、参議院の全ての選挙区を中選挙区に戻すなど、小選挙区制の衆議院を補完する試みは早急に必要である。

討議は、以下の通りである。

- ・安保法制のことを考えると、民主主義とはなにかを考える必要がある。
- ・戦後70年の日本が、どんな力で運営されてきたかをもう一度考えるべき。
- ・国民主権を考えると、一人一人がもっと考えるべき。安保法制の議論があれだけ盛り上がったのはなぜか、もっと分析する必要がある。
- ・多数決の結論が正しいとは限らない。イギリスの例を紹介したい。
- ・沖縄では民意が見える形で伝わってくる。これを例に生を子どもに伝えるのが重要。

13. 自分で読んでもらう憲法 ～ジグソー法と反転授業～

角谷悦章（帯広緑腸高校）

大きな目標は資本主義（様々な矛盾を生み出すシステムであること）について理解してもらうことだが、なかなかうまくいかない。特に、経済には一定興味を示していた男子が、政治になると急激に失速しているように感じるが続いた。今年度はそのつながりをスムーズにするため、民主政治・社会契約説を脇に置き、資本主義の矛盾を解決するために、憲法をどう使うかという観点で、いきなり憲法の内容に入ることにした。

1つ目は「武器としての日本国憲法」。企業を規制するためには必要であり、「憲法から武器として使える言葉を探そう」と取り組んだ。例えば「第14条法の下での平等」は「男女差別」というふうを探していった。生徒たちの感想は「使える、自分のために覚えたい、理解したい、勉強しなくては」と「憲法は守られていない、政治・現実が矛盾している」の2パターンだった。

2つ目は「武器としての日本国憲法(2)」。「好きな人ができて結婚を予定していますが、互いに自分の名字を変えたくありません」「原子力発電に反対していますが、政府は再稼働するといっています」など10のテーマを解決するために憲法をどう使うかをグループごとに考察させた。

3つ目は「検討・自民党憲法草案」。昨年報告したジグソー法の形式で自民党憲法草案を検証し、意見をまとめる。

討議は、以下の通りである。

- ・教科書があげた問題について、政府に要求するため、憲法を武器として使える言葉を探していった。
- ・公共の福祉をどう教えるか難しいが、交通標識の「止まれ」の写真を生徒が撮って、憲法13条「幸福追求」から迫った事例がある。

14. 高校社会 模擬議会の実施

米家直子（池田高校）

池田高校で取り組んでいる模擬議会の報告である。池田町役場の議場を借り、町長や議員が見ている中で、生徒が議員や答弁側の役割を演じる。町からは好意的に受け止められている。

具体的には、政治についての疑問や気になる場所、池田町のことで疑問や気になる場所をアンケート方式で出してもらい、それを参考に質問や意見書にまとめていく。ここが学びどころであり、ここを大切にすると生徒は学ぶ楽しさや形になっていく達成感を味わう。

高校生はパブリックな場で意見をいう経験がほとんどない。地域の意思決定の場に参加することもなく卒業し、そのまま消費者や労働者になっていく。教師がパブリックな場に生徒を連れて行けるようなコーディネーターとしての役割を果たすことが有効ではないか。

紙上発表のため、討議はなし。

まとめ

自分の身近なところでこういうことがあったと、歴史を掘り起こしていくことが若い世代の歴史認識を育てていくことにつながる。厳しい状況の中で先生方は頑張っている。たくさんのレポートが提出され、初参加の人も自分の言葉で語ってくれた。小学校から大学まで参加して、自分の実践にどう生かして

いくつかの機会である。社会科は動いているものをどう料理して教材化するか、やりがいのある教科である。圧力は様々あるが、その事実を教材化したい。今年は、自衛隊は何をするのかを問うレポートが多かった。まさに時代を反映する教科である。